

第 2 1 期 第 6 回青森県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和5年2月3日（金）午後1時30分～

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	濱 田 正 隆
	会長代理	對 馬 廉 介
	委 員	石 岡 清 美
	〃	木 村 建
	〃	佐 藤 淳 二
	〃	丹 藤 公 彦
	〃	永 澤 量
	〃	吉 井 仁 美
	欠席委員	五十嵐 健 志
〃	田 村 早 苗	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美奈子
県 側	水産振興課 副 参 事	三 橋 潤一郎
	三八地方水産事務所 所 長	石 戸 義 人
	西北地方水産事務所 主 査	高 橋 宏 和
	下北地方水産事務所 副 所 長	田 村 直 明

4 議事の結果

議案第1号：青森県内水面漁場計画について

令和5年2月20日に公聴会を開催することに決定された。

5 議事の経過

濱田会長

委員の皆さん、本当に会議に参集、御苦労様です。

また、県の方もいろんな面で御指導ください。

ただ今から、第21期第6回青森県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案1件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員10名のところ、過半数を超える8名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用する同法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、丹藤委員と、吉井委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「青森県内水面漁場計画について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

本件につきましては、昨年12月22日付けの青森県水産振興課長からの事前協

議により、1月13日に開催しました当委員会の協議会、第3回協議会において、委員の皆様方から御審議いただいておりますが、今回、正式に県知事から諮問がありました。

資料1を御覧ください。

県知事からの諮問文です。

件名及び本文を読み上げます。

青森県内水面漁場計画について（諮問）

このことについて、漁業法第67条第2項で準用する同法第64条第4項の規定に基づき別紙のとおり諮問します。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであり、今回、諮問のあった漁場計画の内容等の詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので省略させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

濱田会長

県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

濱田会長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、県から御説明させていただきます。

資料の方としましては、青森県内水面漁場計画（案）

その次が、青森県内水面漁場計画に係る漁場図の案

そして、参考資料といたしまして、参考資料の1が基本方針

参考資料の2が漁場計画（案）の総括

参考資料3が変更内容

4が漁業種類及び漁業の名称一覧表

5が漁場計画（内水面）新旧対照表

6が増殖指針（案）となっております。

他に漁場概要図を付けております。

詳細につきましては、先ほど事務局の方から御説明があったとおり、先月行われました委員協議会において説明したとおりでございます。

委員協議会において、皆様から伺った意見、また河川管理者等の関係機関との協議

の結果を踏まえ、若干の修正を行っております。

今回は、この変更点、修正点について御説明させていただきます。

まず、漁場計画そのものですが、支流の名称と国有林の林班名について変更しております。

参考資料3、変更内容一覧表（共同漁業権（内水面））これを見ていただきたいと思います。

1枚目が、通しページですので6ページと入っております。

この中の新免許番号で4番でございます。大童子川ですが、林班名「17林班」を「2017林班」に。「24林班」を「2024林班」に改めております。

続いて、1枚めくっていただきまして、7ページ目でございます。

新免許番号22番でございます。野辺地川です。

ここも、「55林班」としておったんですが、「1055林班」、「56林班」を「1056林班」、「57林班」を「1057林班」に改めております。

その2つ下、新免許番号23の川内川でございます。

支流の名称「湯ノ川」と「湯ノ小川」なんですけども、カタカナの「ノ」の表記ではなくて、漢字の「野」ということになっておりますので、改めております。

また、「濁川」となっておったんですが、「新九郎沢」に改めております。

それから、林班につきましては、「146林班」を「846林班」、「148林班」を「848林班」、「149林班」を「849林班」に改めております。

漁場の方は以上でございます。

あとは、基本方針、参考資料の1番目なんですけど、この中の3ページ目でございます。3ページ、9その他の（2）、森林管理局が行う国有林野事業についての一段落目の最後のところ。原案は、「強力に指導する」となっておったんですが、委員の方から、表現としてどうかということがありましたので、「一層の連携を図ることとする」と改めております。

前回の協議会で御説明させていただいた点から変更となった部分は以上でございます。

その他につきましては、前回と変更ありません。

また、先ほど言いました河川名称、それから林班名の変更でございますが、漁場の区域の変更とはなっておりません。従って、漁場計画の内容そのものは、協議会の方で御説明したものと全く同じになっております。

県からの説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

濱田会長

ありがとうございます。

県からの説明が終わりましたので、委員各位から、何か御質問、御意見がござい

たらお願いいたします。

對島会長代理

10年に1回の免許の切替えのための漁場計画の話でございます。いくつかの漁協さんは解散、漁協さん自体の解散によって、あるいは、また別の漁協さんは、魚種の見直しというようなことが起きてきております。

良い、悪いの話ではなくて、社会のいろいろな環境が変わったことによってやむを得ないことなのかなど。それに対応していくための漁場計画ということで、こういう形になったんだろうという理解をしておりました。

まさに、そういう意味では、今、やるべき変更、修正というものを踏まえた漁場計画になっているものだと思っております。

もう1つお話しておきたいのは、前回もチラッとお話したんですけど、サクラマスが今回、2件、新たに免許の予定というか、漁場計画の中に盛り込まれてきております。

前回も会議の中でサクラマスについては、いろいろ難しいところもあるよねと。判断するのに難しいところもあるよね、というふうなこともございました。

今後、増殖部会が開かれることと思っておりますけども、その中で技術的な生物学的な視点から、その辺はいろいろ確認させていただきたいなと思っております。

そのサクラマスなんですけども、ここでちょっと県に質問なんですけども。

水産庁が時々、時々というか、こういう時に応じて出してくる技術的助言なるものがあるじゃないですか。例えば、ウナギの場合であれば、過去にニホンウナギ以外の種のウナギを放流した場合には、ウナギの放流実績としてみないよ、というような話も出てきていたわけなんですけども。今回のサクラマスについて、技術的助言というのは、何か国の方からあったのであれば、お知らせいただきたいと思います。

水産振興課 三橋副参事

今回のサクラマスにつきましては、技術的助言というのは、全くないです。

むしろ、全国的に広がってきているという状況でございます。

濱田会長

はい、どうぞ。

對島会長代理

まさに、これこそ技術的助言があつてしかるべきことでないのかなど、私としては思いますけども。ないのであれば、青森県は青森県として判断していくということだと思いますので、その辺はしっかり増殖部会も踏まえて考えていきたいと思っております。以上です。

濱田会長

非常に厳しいんだよな、なかなか。我々は理解するけど、一般の遊漁者、そう簡単に理解できないからね。

もう1つ、会長から三橋さん。先ほど、番号が新免許番号と旧免許番号、これが変更になりましたよね。これに対しては、各組合について、どこから、どこまでがこうなったという指導か何かあるんですか、するんですか。

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

免許番号等の変更につきましては、来月、3月2日に免許申請の説明会がございますので、そこで各漁協の方にしっかりと説明していきたいと考えております。

濱田会長

これは、5年に1回、10年に1回のどっちになります？

水産振興課 三橋副参事

今回は、10年に1回。今回、両方ですので、5年に1回の免許も4件ありますけども、全て本日通知の方を発送していますので。

濱田会長

なるほど、なるほど。

林班関係も非常に厳しく我々は見えていますけど。名称が急に変わるわけじゃないから、ちょこっと足したりカットしたりということがあるということですね。

委員の皆さん、御質問してください。

ありませんか。

丹藤委員

はい

濱田会長

はい、どうぞ。

丹藤委員

今の話のサクラマスについてなんですけど。遊漁料とか、これ、実際やるとなると来年からの話になるんでしょうけども、今年のうちから指導、組合の方に指導してどのぐらいとか、そういうのを相談してやっていくことになるものなんですか。

濱田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

遊漁料につきましては、遊漁規則の中に明記されることとなります。これも、3月2日の説明会で遊漁規則も全漁協が、第五種共同漁業権を持つ全漁協が作り直すこととなりますので、その中で遊漁料については、増殖経費見合いで取ることということがありますので、設定するのであれば、事前にうちと協議して、という指導をしていくこととなります。

丹藤委員

そうすると、漁協の方では、結局、総会とかで決議して来年ということ、実施するという形になることになるわけですか。

濱田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

漁協の方は、今、この計画自体3月の中ぐらいか、3月中の公表を目指しております。その際に免許申請期間というのも併せて公表します。

その間に漁協の方が総会を開いていただいて、免許申請は、特別決議ということで、3分の2以上の賛成、それから行使規則も3分の2、遊漁規則については、通常の決議ということになるので、漁協の方からは、3つの総会決議をした上で、それぞれ免許申請、認可申請を出していただくということで、これも3月2日に指導していく予定となっております。

丹藤委員

はい、分かりました。

濱田会長

あと、委員の皆さん、ありませんか。

これは、三橋副参事、今、免許関係と合わせてお話いただいたんですが。これは、あれですか、ヨーイドンは9月1日からということですか、スタートは。

例えば、一種と五種で分かれていますけど、その五種の範囲は、実行は9月1日からですか。

水産振興課 三橋副参事

全て5年に1回と10年に1回の切替えが丁度9月1日ですので、免許自体は9月1日で全てスタートです。

濱田会長

なるほど。9月一杯で完了という話。前に。9月1日から実行だから

水産振興課 三橋副参事

9月1日から新しい免許になりますので、当然、申請はその前に出していただいて、こちらの方で免許するという形になります。

濱田会長

委員の皆さん、何かございませんか。

はい、どうぞ。

木村委員

無知なもので申し訳ないんですが。下北の田村副所長がいらしているので聞きたいんですが。

私がサクラマス、母川回帰しているサクラマスから採卵して放流というのは、私、老部しか知らないんですが、他にもあるんでしょうか。

濱田会長

はい、田村さん。

水産事務所 田村副所長

サクラマス、採卵する時に、当然、池産系と遡上系という親を使っている、深浦の追良瀬とかも使っていますし、数は池産系の方が多いですかね。

あと、川内と東通の老部、3か所、サクラマスを放流しているんですけども。当然、その中で遡上系の親も使われています。

木村委員

ちなみに、その割合ってどういうものなんでしょう。

水産事務所 田村副所長

割合ですか。

ちょっと具体的には、今はちょっとあれなんですけども。

老部とかは、遡上系の方が多いかな。どうしても、親を確保できないと卵も確保で

きないということで、池産系も使いながら、というところだと思います。

木村委員

分かりました。ありがとうございます。

濱田会長

委員の皆さん、ございませんか。

他に御質問、御意見もないようですので、この諮問については、今月行われる公聴会での関係者の意見も集約して、次回の委員会で最終的に県に答申したいと思いますが、委員の皆さん、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとの声ですので、それでは、次のように決定することにします。

なお、公聴会の日程等について、事務局から案を説明願います。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、公聴会の開催内容について説明いたします。

今回の諮問を受け答申するにあたり、漁業法による規程に基づき公聴会を開催しなければならないとされておりますが、この公聴会は、当委員会で定めた公聴会に関する手続き規程の定めにより開催することになります。

資料2、差替え版を御覧ください。これは、公聴会開催に関する公示の内容です。一部省略して読み上げます。

青森県内水面漁場管理委員会公示第2号

漁業法第67条第2項の規程において準用する第64条第5項の規定により、青森県内水面漁場計画に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和5年2月〇日となりますので、現時点において削除願います、一字削除願います。

青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆

一 開催期日及び開催場所

- 1 開催期日 令和5年2月20日 午前11時
- 2 開催場所 青森市新町1丁目11の22 アラスカ会館「サファイアの間」

二 公述者の範囲

1 漁業権者

から5番まであります。

三 漁場計画の内容等

漁場計画の内容等は、次の場所に備えておいて縦覧に供する。

1の青森市役所から79までありますが、関係市町村、関係漁協、内水面漁連、県出先事務所及び海区事務局になります。

最後の、四 その他になります。

この部分につきましては、漁業法の改正により変更となった部分になります。読み上げます。

漁業法施行規則第23条の規定により公聴会に出席して公述しようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする公述の概要を2月14日までに青森県内水面漁場管理委員会に申し出なければならない。

以上が公示の内容となります。

事務局からの説明は以上ですが、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

濱田会長

ただ今、事務局から説明があったことに対し、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委員

(「ありません」の声あり。)

濱田会長

ありませんか。

質問なしという、「ありません」というお言葉がありました。

それでは、次に御質問、御意見はありませんか。他に。

ありませんか。

ないようですので、事務局から説明があった内容で公聴会を開催することで御異議、ありませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

それでは、そのように決定し、原案どおり公聴会を開催することにします。

なお、公示にあたっては、若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

また、公聴会の当日には、本日の議案第1号関係書類一式を忘れないで持参くださるようお願いいたします。

それでは、本日、予定していた議事が全て終了しましたので、これもちまして、第21期第6回青森県内水面漁場管理委員会を閉会します。

終了：午後1時58分